

宮城県教育委員会

教育長 伊東 昭代 様
教育委員 各 各位宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45
宮城県教職員組合
執行委員長 渡辺 孝之

「宮城県高等学校入学者選抜」制度に関する請願

【請願の趣旨】

日頃より、宮城県教職員組合（以下、宮教組）の活動に対してご理解ならびに誠意あるご対応をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、問題が多かった前期・後期選抜入試が昨年度で終了し、今年度より新入試制度が実施されることになりました。新入試制度は、前期・後期の選抜が一本化され、追検査の配慮があるなど、旧入試制度の問題点が大幅に改善されました。しかし、「特色選抜」については、宮教組がこれまで指摘してきたように、その割合や審査対象が広すぎるために、調査書の特記事項の扱いによっては高校側の恣意的な選抜が行われうる余地があります。また、選抜過程が全く外から見えない制度であるため、「不透明感」「不公平感」の強いものとなっており、学校現場のみならず、保護者・受験生の間でも戸惑いや不安が多く見られています。

宮教組は、全ての生徒に公平な入試制度を実現するために、かねてから入試制度の一本化を要求し、「特色選抜」の導入には反対してきましたが、実施が迫っている新入試制度の弊害を最小限に止め、「不透明感」「不公平感」のない入試制度にするために、「特色選抜」の実施方法について、さらに細部の検討が必要であると考えます。

つきましては、以下の各点について、ぜひ、真摯にご検討いただきたく請願いたします。現場の声に十分に耳を傾けず、多くの混乱を残して終了した旧入試制度の轍を踏まないためにも、なお一層のご検討をお願いいたします。

【請願事項】

1 特色選抜の割合の見直しについて

- (1) 普通科では特色選抜の割合を0～30%までとし、その範囲内で高校が自由に選択できるようにすること。（特色選抜を実施しない選択も可能とすること。）
- (2) 普通科以外の学科では特色選抜の割合を0～50%程度に抑え、その範囲内で高校が自由に選択できるようにすること。

2 特色選抜の審査対象の見直しと審査方法のルール化について

- (1) 特色選抜の審査対象の上限を120～150%程度に抑えること。
- (2) 調査書「特記事項」の扱いについては、部活動の成績等にウエイトを置きすぎた恣意的な選抜をしないよう、高校側を指導すること。
- (3) 恣意的選抜に利用されやすい面接の点数の割合を制限すること。（全資料の合計の1/6程度まで）
- (4) 文科省2019.3.18通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」に基づき、入学者選抜における部活動に対する評価の在り方について、見直しをすること。

3 特色選抜の透明化について

- (1) 受験生の「知る権利」保護の観点からも、共通選抜・特色選抜どちらの合格か、また、特色選抜による合格の場合はその順位について、本人の請求があれば開示できるようにすること。
- (2) 特色選抜の選考結果について各高校から報告させ、問題があれば高校を指導すること。
- (3) 初年度の実施後、アンケート調査等により、速やかに問題点を精査して次年度までに改善すること。また、実施3年終了をめどに、制度全体の見直しをすること。

4 入試事務の改善について

- (1) 高校からの郵送経費は、高校側の負担とすること。
- (2) 出願事務等の簡略化のために、合格通知の受け取りは生徒本人とし、web出願導入等も検討をすること。

